

糸満市公害防止条例施行規則（昭和 5 2 年糸満市規則第 2 1 号）新旧対照表

改正後	改正前
<u>糸満市生活環境保全条例施行規則</u> （趣旨） 第 1 条 この規則は、<u>糸満市生活環境保全条例</u>（昭和 5 2 年糸満市条例第 1 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （特定施設） 第 2 条 条例第 2 条第 5 号の規定による特定施設は、<u>別表第 1</u>に掲げるとおりとする。 <u>(1)〔削る〕</u> <u>(2)〔削る〕</u> <u>(3)〔削る〕</u> <u>(4)〔削る〕</u> （規制基準） 第 3 条 条例第 2 条第 6 号の規定による規制基準は、<u>別表第 2</u>に掲げるとおりとする。 <u>(1)〔削る〕</u> <u>(2)〔削る〕</u> <u>(3)〔削る〕</u> <u>(4)〔削る〕</u> （特定施設の届出） 第 4 条 〔略〕 2 条例第 6 条及び第 7 条に規定する事項は、第 2 条について準用する。 3 ～ 5 〔略〕	<u>糸満市公害防止条例施行規則</u> （趣旨） 第 1 条 この規則は、<u>糸満市公害防止条例</u>（昭和 5 2 年糸満市条例第 1 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （特定施設） 第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規定による特定施設は、<u>それぞれ次の各号</u>に掲げるとおりとする。 <u>(1) 水質の汚濁に係るものにあつては別表第 1 — 1</u> <u>(2) 騒音に係るものにあつては別表第 1 — 2</u> <u>(3) 悪臭に係るものにあつては別表第 1 — 3</u> <u>(4) 大気の汚染に係るものにあつては別表第 1 — 4</u> （規制基準） 第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規定による規制基準は、<u>それぞれ次の各号</u>に掲げるとおりとする。 <u>(1) 水質の汚濁に係るものにあつては別表第 2 — 1</u> <u>(2) 騒音に係るものにあつては別表第 2 — 2</u> <u>(3) 悪臭に係るものにあつては別表第 2 — 3</u> <u>(4) 大気の汚染に係るものにあつては別表第 2 — 4</u> （特定施設の届出） 第 4 条 〔略〕 2 条例第 6 条及び第 7 条に規定する事項は、第 2 条各号に掲げる特定施設ごとに、それぞれ付票各号に掲げるとおりとする。 3 ～ 5 〔略〕

改正後	改正前												
（<u>氏名</u>の変更等の届出） 第 5 条 条例第 8 条の規定による<u>氏名</u>の変更及び施設廃止の<u>届出</u>は、様式第 3 号により行うものとする。 （立入検査員の証） 第 1 2 条 条例第 2 2 条第 2 項の規定による立入検査員の身分を証する証明書は、様式第 5 号に定めるとおりとする。 <u>別表第 1－1</u>〔削る〕	（<u>氏</u>の変更等の届出） 第 5 条 条例第 8 条の規定による<u>氏</u>の変更及び施設廃止の<u>届け出</u>は、様式第 3 号により行うものとする。 （立入検査員の証） 第 1 2 条 条例第 2 2 条_____の規定による立入検査員の身分を証する証明書は、様式第 5 号に定めるとおりとする。 <u>別表第 1－1</u> <u>水質に係る特定施設</u> <table><tr><th>項</th><th>業種</th><th>特定施設名</th><th colspan="2">規模・能力</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">畜産業</td><td rowspan="2">豚又は牛の飼養の用に供する施設で次に掲げるものの （１） 飼養施設 （２） 飼料調理施設 （３） ふん尿処理施設</td><td>豚</td><td>2 0 頭以上（生後 2 カ月未満の子豚を除く。）又は豚房の面積 2 0 平方メートル以上のもの</td></tr><tr><td>牛</td><td>2 0 頭以上（生後 6 カ月未満の子牛を除く。）又は牛房の面積 1 0 0 平方メートル以上のもの</td></tr></table> ※水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の規定による特定施設のうち 1 日当たりの排水量が 5 0 立方メートル以上の工場又は事業場を除く。	項	業種	特定施設名	規模・能力		1	畜産業	豚又は牛の飼養の用に供する施設で次に掲げるものの （１） 飼養施設 （２） 飼料調理施設 （３） ふん尿処理施設	豚	2 0 頭以上（生後 2 カ月未満の子豚を除く。）又は豚房の面積 2 0 平方メートル以上のもの	牛	2 0 頭以上（生後 6 カ月未満の子牛を除く。）又は牛房の面積 1 0 0 平方メートル以上のもの
項	業種	特定施設名	規模・能力										
1	畜産業	豚又は牛の飼養の用に供する施設で次に掲げるものの （１） 飼養施設 （２） 飼料調理施設 （３） ふん尿処理施設	豚	2 0 頭以上（生後 2 カ月未満の子豚を除く。）又は豚房の面積 2 0 平方メートル以上のもの									
			牛	2 0 頭以上（生後 6 カ月未満の子牛を除く。）又は牛房の面積 1 0 0 平方メートル以上のもの									

改正後	改正前										
別表第 1－2〔削る〕	別表第 1－2 騒音に係る特定施設 <table><tr><th>項</th><th>業種</th><th>特定施設名</th><th>規模・能力</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">すべての事業所</td><td>次の機械を使用する施設 (1) 送風機 (2) 空気圧縮機</td><td>定格出力 0 . 7 5 kW以上 2 . 2 5 kW未満</td></tr><tr><td>ディーゼルエンジン及びガソリンエンジンを使用する施設。 ただし、移動式のものも含む。</td><td>原動機の定格出力が 0 . 7 5 kW以上のもの</td></tr></table>	項	業種	特定施設名	規模・能力	1	すべての事業所	次の機械を使用する施設 (1) 送風機 (2) 空気圧縮機	定格出力 0 . 7 5 kW以上 2 . 2 5 kW未満	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジンを使用する施設。 ただし、移動式のものも含む。	原動機の定格出力が 0 . 7 5 kW以上のもの
項	業種	特定施設名	規模・能力								
1	すべての事業所	次の機械を使用する施設 (1) 送風機 (2) 空気圧縮機	定格出力 0 . 7 5 kW以上 2 . 2 5 kW未満								
		ディーゼルエンジン及びガソリンエンジンを使用する施設。 ただし、移動式のものも含む。	原動機の定格出力が 0 . 7 5 kW以上のもの								
別表第 1－3〔削る〕	別表第 1－3 悪臭に係る特定施設 <table><tr><th>項</th><th>業種</th><th>特定施設名</th><th>規模・能力</th></tr><tr><td>1</td><td>畜産業</td><td>鶏の飼養の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 鶏舎 (2) 生ふん置場 (3) 生ふん処理施設</td><td>1 0 0 羽以上 (3 0 日未満のひなを除く。) 又は鶏舎の面積 1 5 平方メートル以上</td></tr></table>	項	業種	特定施設名	規模・能力	1	畜産業	鶏の飼養の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 鶏舎 (2) 生ふん置場 (3) 生ふん処理施設	1 0 0 羽以上 (3 0 日未満のひなを除く。) 又は鶏舎の面積 1 5 平方メートル以上		
項	業種	特定施設名	規模・能力								
1	畜産業	鶏の飼養の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 鶏舎 (2) 生ふん置場 (3) 生ふん処理施設	1 0 0 羽以上 (3 0 日未満のひなを除く。) 又は鶏舎の面積 1 5 平方メートル以上								

改正後				改正前			
別表第 1 — 4 〔削る〕				2	畜産業 製造業	動物質飼料、肥料（化学肥料を除く。）又はにかわの製造の用に供する施設で次に掲げるもの （ 1 ） 原料置場 （ 2 ） 乾燥施設 （ 3 ） 粉碎施設 （ 4 ） 蒸解煮沸施設	すべてのもの
				別表第 1 — 4 大気の汚染に係る特定施設			
				項	業種	特定施設名	規模・能力
別表第 1 （第 2 条関係） 1 騒音に係る特定施設				1	すべての業種	廃棄物焼却炉を使用する施設	火格子面積が 1 . 0 m ² 以上 2 . 0 m ² 未満又は焼却能力が 1 時間当たり 1 0 0 kg 以上 2 0 0 kg 未満
				別表第 1 〔新設〕			
項	用途区分	施設名	規模又は能力				
1	金属製品の製造	高速切断機（カットグ	全てのもの				

改正後				改正前	
	又は加工の用に供するもの	ラインダーを含む。)			
		研磨機（湿式及び工具用を除く。）			
2	工場又は事業場に設置されているもの	圧縮機（冷凍機に附属しているものを含む。）及び送風機	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの		
		クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの		
		製鋼用電気炉	全てのもの		
		ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。）	原動機の定格出力が0.75キロワット以上の定置式のもの		
3	土石又は鉱物の粉砕及びふるい分けの用に供するもの	破砕機	全てのもの		
		摩砕機			
		ふるい分機			
		分級機			
4	建設用資材の構造の用に供するもの	コンクリートプラント	全てのもの		
		アスファルトプラント			
5	木材又は竹材の	帯のこ盤	原動機の定格出力が		

改正後				改正前
	加工の用に供するもの	丸のこ盤 かんな盤	0.75キロワット以上のもの	
※騒音規制地域内に設置される施設に限り、かつ、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第2項で定める特定工場等に設置されるものを除く。				
2 悪臭に係る特定施設				
項	施設名		規模又は能力	
1	動物質飼料、肥料（化学肥料を除く。）又はにかわの製造用に供する施設であって、次に掲げるもの （1）原料置場 （2）蒸解煮沸施設 （3）乾燥施設 （4）粉碎施設		全てのもの	
2	動物（鶏を除く。）の飼養の用に供する施設であって、次に掲げるもの （1）飼養施設 （2）飼料調理施設（加熱処理をするものに限る。） （3）ふん尿処理施設		豚にあっては豚房の総面積が50平方メートル未満のもの、牛にあっては牛房の総面積が200平方メートル未満のもの、馬にあっては馬房の総面積が500平方メートル未満の工場等に係るものを除く。	
3	鶏舎（30日未満の育成鶏を除く。）		鶏舎の総面積が100平方メートル未満のものを除く。	

改正後			改正前
4	鶏ふんの乾燥の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 生ふん置場 (2) 生ふん処理施設	処理能力が 1 日当たり 5 0 0 キログラム以上であること。	
5	原動機を使用する吹付塗装施設	塗料及び溶剤の使用量が 1 時間当たり 3 リットル以上であること。	
6	紙製品の製造の用に供する蒸解施設	全てのもの	
7	原皮のなめしの用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 洗浄施設 (3) 脱灰施設	全てのもの	
8	動植物の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設	全てのもの	
9	し尿処理施設（浄化槽を除く。）	全てのもの	
1 0	下水道終末処理場	全てのもの	
1 1	死亡獣畜取扱場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 解体施設	全てのもの	

改正後			改正前		
	(2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設				
1 2	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設	全てのもの			
別表第 2 — 1 〔削る〕			別表第 2 — 1 水質に係る規制基準		
			項	特定施設	規制基準
			1	別表第 1 — 1 第 1 項に掲げる施設	(1) 床は不浸透性材料で作られ、ふん尿を分離できる構造であること。 (2) 飼養規模に応じた汚物だめ及び汚水だめ等を設置し汚物及び汚水の流出による環境汚染防止を図ること。 (3) ふん尿処理施設は、常に点検整備し、ふん尿、汚水等を未処理のまま公共用水域に放流しないこと。 (4) 畜舎の内外を常に清潔に保持するとともに、防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。 (5) 飼料の調理の際は悪臭が生じないように注意し、周辺の人々の多数が不快を感じないと

改正後	改正前		
別表第 2－2〔削る〕			認める程度とすること。 (6) 飼料は密閉できる容器並びに置場に保存すること。 (7) 厩肥舎及び堆積場を有する場合、悪臭及び降雨による汚水の流出を防止し、衛生害虫の発生を防ぐ措置を講じること。
	※この表に掲げる規制基準は、糸満市全域に適用する。		
	別表第 2－2 騒音に係る規制基準		
	項	特定施設	規制基準
	1	別表第 1－2 第 1 項に掲げる施設及び機械	午前 8 時から午後 6 時まで 6 0 ホン (A) 以内 午後 6 時から翌午前 8 時まで 5 0 ホン (A) 以内
別表第 2－3〔削る〕	騒音の測定は、当該発生源のある敷地境界線に於ける騒音レベル A 特性とする。 ※この表に掲げる規制基準は、糸満市全域に適用する。		
	別表第 2－3 悪臭に係る規制基準		
	項	特定施設	規制基準

改正後	改正前		
	1	別表第 1－ 3 第 1 項に 掲げる施設	（１） 鶏舎の内外は常に清潔に保持すること。 （２） 鶏舎の外部にふんが流れ出ない構造とすること。 （３） 生ふんからの悪臭が生じないよう特に注意し、周辺の人々の多数が不快を感じない程度にすること。 （４） 防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。 （５） 悪臭が発生しないよう集ふん作業を頻ぱんに完全に行うこと。
	2	別表第 1－ 3 第 2 項に 掲げる施設	（１） 魚介類、食物の残廃物を調理して用いる場合、次の要件を備える取扱室を有すること。 ア 密閉することができ、かつ、その取扱量に応じ適当な容積の容器が備えられていること。 イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適

改正後				改正前		
別表第 2－4〔削る〕						当な高さまで屋外に放散することができる設備を有すること。 (2) 飼料又は肥料の製造の際は悪臭が生じないよう特に注意し、周辺の人の多数が不快を感じないと認められる程度にすること。
				※この表に掲げる規制基準は、糸満市全域に適用する。		
				別表第 2－4 大気の汚染に係る規制基準		
別表第 2（第 3 条関係） 1 騒音に係る規制基準				項	特定施設	規制基準
				1	別表第 1－4 第 1 項に掲げる施設	(1) 防じん装置を有すること。 (2) 煙突は、ばい煙の拡散効果を図るため必要な高さを有すること。
				※この表に掲げる規制基準は、糸満市全域に適用する。		
時間の区分	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝夕（午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 9 時まで）	夜間（午後 9 時から翌日の午前 6 時まで）			
区域の区分						

改正後				改正前
第 1 種区域	4 5 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル	
第 2 種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 0 デシベル	
第 3 種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 0 デシベル	
第 4 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	
備考				
1 区域の区分欄に掲げる第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、それぞれ、騒音規制法第 3 条の地域の指定の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいうものとする。				
2 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に所在する学校、保育園、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、それぞれこの表に定める値から 5 デシベル減じた値とする。				
3 「デシベル」とは、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）別表第 2 で定める音圧レベルの単位をいう。				
4 騒音の測定は、計量法第 7 1 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。				
5 測定地点は、工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の最も適当な地点において測定することができるものとする。				
2 悪臭に係る規制基準				
項	施設名	構造並びに使用及び管理に関する基準		

改正後			改正前
1	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 1 の項に 掲げる施設	1 原材料、製品等は、悪臭のもれにくい容器等に収納すること。 2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。	
2	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 2 の項に 掲げる施設	1 飼養施設の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 2 飼養施設の床は、コンクリート構造とし、蓋側溝を有すること。 3 飼養施設のふん尿、その他悪臭を発する汚物は、密閉構造の貯留槽又はそれと同等以上の効果を有する構造物に集めること。	
3	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 3 の項に 掲げる施設	1 鶏舎の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 2 鶏舎の外部にふん尿が流れ出ない構造とすること。	
4	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 4 の項に 掲げる施設	1 住居地域では、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。 2 生ふんは、覆いをかけ、保管しておくこと。 3 有効な脱臭装置が設置されていること。	
5	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 5 の項に 掲げる施設	工場等の周辺の人々の多数が著しく不快を感じないと認められる程度とする。	

改正後			改正前
6	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 6 の項に 掲げる施設	1 外部に悪臭のもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。	
7	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 7 の項に 掲げる施設	1 原皮は、悪臭のもれにくい建築物内に貯蔵すること。 2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。	
8	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 8 の項に 掲げる施設	1 原材料、製品その他悪臭を発生するものは、悪臭のもれにくい容器に収納すること。 2 外部に悪臭がもれにくい構造の建築物内に設置されていること。 3 強度の悪臭を発生する施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。	
9	別表第 1 2 悪臭に係る特定 施設の 9 の項から 1 2 の項に掲げる施設	工場等の周辺の人々の多数が著しく不快を感じないと認められる程度とする。	
※構造並びに使用及び管理に関する基準は、糸満市全域の特定施設に適用する。			
別表第 3（第 7 条関係）			別表第 3 _____
拡声器の使用制限区域			拡声器の使用制限区域

改正後		改正前	
1	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校	1	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校
2	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） <u>第 3 7 条に規定する乳児院及び同条第 3 9 条第 1 項に規定する保育所</u>	2	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） <u>第 7 条に規定する乳児院及び保育所</u>
3	医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの	3	医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条第 1 項に規定する病院及び第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所
4	図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館	4	図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
5	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム	5	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 4 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホーム
別表第 4（第 8 条関係）		別表第 4	
拡声器使用制限の特例		拡声器使用制限の特例	
1	祭礼その他地域の慣習と <u>なっている</u> 諸行事に伴い使用する場合	1	祭礼その他地域の慣習と <u>なっている</u> 諸行事に伴い使用する場合
2	公共団体等が商業、観光宣伝を行う場合	2	公共団体等が商業、観光宣伝を行う場合
3	広報その他営利を目的としない宣伝を行う場合	3	広報その他営利を目的としない宣伝を行う場合
4	拡声器を屋内において使用する場合であって <u>周辺</u> の生活環境をそこなうおそれがない場合。ただし、屋内から屋外に向けて使用するものを除く。	4	拡声器を屋内において使用する場合であって <u>周辺</u> の生活環境をそこなうおそれがない場合。ただし、屋内から屋外に向けて使用するものを除く。
別表第 5（第 9 条関係）		別表第 5	
別表第 6（第 1 0 条関係）		別表第 6	
1	午後 8 時から翌日の午前 7 時までは拡声器を使用しないこと。	1	午後 8 時から翌日の午前 7 時までは拡声器を使用しないこと。

改正後		改正前	
2	事業活動に <u>伴って</u> 使用する場で、条例第 1 5 条第 1 項に規定する使用制限地域を除き音量は次のとおりとする。 午前 7 時から午後 8 時まで 6 0 <u>デシベル</u> 以内とすること。	2	事業活動に <u>伴つて</u> 使用する場で、条例第 1 5 条第 1 項に規定する使用制限地域を除き音量は次のとおりとする。 午前 7 時から午後 8 時まで 6 0 <u>ホン（A）</u> 以内とすること。
※騒音の測定は、当該拡声器に最も近い住居の壁における騒音レベル A 特性最高値とする。		※騒音の測定は、当該拡声器に最も近い住居の壁における騒音レベル A 特性最高値とする。	
別表第 7（第 1 1 条関係）		別表第 7 _____	
深夜騒音規制の対象となる飲食店等		深夜騒音規制の対象となる飲食店等	
1	次に掲げる飲食店営業以外の飲食店 ア 自動車、軽車両等に設けて営む飲食店 イ <u>専ら</u> 仕出を目的として営む飲食店 ウ 事業所等において、その従業員に <u>専ら</u> 利用させるために営む飲食店 エ ホテル又は旅館において、その宿泊客に <u>専ら</u> 利用させるために営む飲食店	1	次に掲げる飲食店営業以外の飲食店 ア 自動車、軽車両等に設けて営む飲食店 イ <u>もつぱら</u> 仕出を目的として営む飲食店 ウ 事業所等において、その従業員に <u>もつぱら</u> 利用させるために営む飲食店 エ ホテル又は旅館において、その宿泊客に <u>もつぱら</u> 利用させるために営む飲食店
2	遊泳場	2	遊泳場
3	ボウリング場	3	<u>ボー</u> リング場
4	バッティング練習場	4	<u>バツ</u> ティング練習場
5	アイススケート場	5	アイススケート場
6	ゴルフ練習場	6	ゴルフ練習場
7	ダンスホール	7	ダンスホール
様式第 1 号（第 4 条関係） 【別紙 様式第 1 号】		様式第 1 号 _____	
様式第 1 号の 2（第 4 条関係） 【別紙 様式第 1 号の 2】		様式第 1 号の 2 _____	

改正後	改正前
様式第 2 号 <u>（第 4 条関係）</u> 【別紙 様式第 2 号】	様式第 2 号 _____
様式第 3 号 <u>（第 5 条関係）</u> 【別紙 様式第 3 号】	様式第 3 号 _____
様式第 4 号 <u>（第 6 条関係）</u> 【別紙 様式第 4 号】	様式第 4 号 _____
様式第 5 号 <u>（第 1 2 条関係）</u> 【別紙 様式第 5 号】	様式第 5 号 _____

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に特定施設の届出を受理した者は、施行日において改正後の第 4 条第 2 項の規定により特定施設の届出を受理したものとみなす。